

令和7年5月1日

国立大学法人 広島大学

物品購入等契約に係る取引停止について

このことについて、下記のとおり取引停止措置をしましたので通知します。

記

1. 取引停止措置業者名

埼玉県入間市狭山台4丁目20番6
株式会社ジーテック

2. 取引停止期間

令和7年5月1日から令和7年5月31日まで（1ヶ月間）

3. 措置対象区分

本学が発注する物品の売買、修繕及び借入、製造の請負(工事を除く。)並びに役務の提供(測量、建設コンサルタント等業務を除く。)において、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止。

4. 措置の理由

令和6年8月28日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と契約を締結した「SrI2(Eu)シンチレータの購入」について、令和7年1月27日付けで受注者から契約期間内の履行困難を理由とする契約解除の申入れがあり、機構がこれを了承して令和7年1月30日付けで同契約の解除に至り、不正又は不誠実な行為に該当するとして指名停止措置された。

このことは、「国立大学法人広島大学財務会計処理細則 5-7物品購入等契約に係る取引停止等について」別表第15号(5)に該当するため。

上記省庁の措置状況や発生元の地域等を考慮し、1ヶ月間の取引停止を講ずることとした。

(物品購入等契約に係る取引停止等について)

別表 取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15. 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1)本学に対し架空請求を行ったとき。 (2)本学に対し納品の事実を偽ったとき。 (3)(1)又は(2)のほか提出書類に意図的な虚偽があったとき(第1号に掲げる場合を除く。) (4)本学に対し不誠実な行為を働いたとき。 (5)その他本学が不正と認めた場合	当該認定をした日から (1)2箇月以上18箇月以内 (2)2箇月以上18箇月以内 (3)2箇月以上18箇月以内 (4)1箇月以上12箇月以内 (5)1箇月以上12箇月以内